

令和8年度スポーツ振興くじ助成 配分基準

「令和8年度スポーツ振興くじ助成金申請の手引」に定める助成対象の要件に該当する事業については、以下の配分基準に基づき採択する。

1 基本方針

地方公共団体は、「事業内容」「PR協力」の項目ごとに3段階評価、スポーツ団体は、「事業内容」「PR協力」「会計処理」の項目ごとに3段階評価を行う。

各項目における評価得点の合計で「得点が9割を超えた団体はS評価（助成対象額の100%）」「得点が4割を超え9割以下の団体はA評価（助成対象額の80%）」「得点が4割以下の団体は不採択」とする。

2 事業別の基準

以下に掲げる事業については、事業の特殊性又は助成金の効率的な執行を促すなどの観点から、事業ごとの基準による。

(1) 国民スポーツ大会冬季大会の競技会開催支援事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

(2) スポーツ活動推進事業（マイクロバス設置事業以外）

申請1年目の団体は、S・Aいずれの評価であっても、前年度の活動状況が不十分な場合は助成対象額の70%とする。

(3) スポーツ活動推進事業（マイクロバス設置事業）

車両要件を満たすマイクロバス単体の購入事業であることから、助成対象額どおりとする。

(4) ドーピング検査推進事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

(5) スポーツ仲裁等事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

(6) スポーツ指導者海外研修事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

(7) 大学スポーツガバナンス強化事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

(8) スポーツ国際貢献・協力活動事業

当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

(9) 国際競技大会開催助成

総合競技大会、閣議了解された競技大会及びオリンピック・パラリンピック競技種目の国際競技大会については、当該事業の重要性に鑑み、助成対象額どおりとする。

スポーツ振興くじ助成金 地域スポーツ振興助成

人口5,000人未満の302市町村に対して、1団体当たり500千円とする。